

栃木県総合運動公園武道館自動販売機設置業務契約書

公益財団法人栃木県スポーツ協会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、栃木県総合運動公園武道館自動販売機設置業務について次のとおり契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、次の物件（以下「設置物件」という。）の自動販売機設置業務（以下「設置業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

財産名	所在地	設置箇所	設置面積
栃木県 総合運 動公園 武道館	宇都宮市西川田4-1-1	〇〇〇〇〇	〇.〇〇m ² (自動販売機設置台数〇台)

（指定用途等）

第2条 乙は、設置物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、設置物件を指定用途に供するに当たっては、別記1の「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」を遵守しなければならない。

（設置期間）

第3条 この契約による設置期間は令和5(2023)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までとする。

また、設置期間満了時において、設置期間の延長は行われたいものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（手数料）

第5条 本契約に基づく手数料は年額〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇,〇〇〇円）とする。

2 1年未満の期間に係る手数料の額は、前項に定める手数料年額に基づき月割計算により算定した額とする。

（手数料の支払）

第6条 乙は、前条の手数料を、甲が発行する請求書により指定された納期限内に、甲の指定する金融機関口座に振り込みするものとする。

なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

(メーターの設置並びに電気料の支払)

第7条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）を甲の指示するところにより設置するものとする。

2 甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、栃木県が定めた光熱水費等算定基準を準用して、電気料を計算するものとする。

3 乙は、前項の電気料を、甲が発行する請求書により指定された納期限内に、甲の指定する金融機関口座に振り込みするものとする。

なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

(費用負担)

第8条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第19条第3項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

2 前条第1項に定めるメーターの設置及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(設置物件の引渡し)

第9条 甲は、第3条に定める設置期間の初日に物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(かし担保等)

第10条 乙は、この契約締結後、設置物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、甲に対し、手数料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、設置物件が、その責に帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損した部分につき、甲の認める金額の手数料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第11条 乙は、甲の承認を得ないで設置物件を第三者に転貸し、又は設置物件を譲渡してはならない。また、自動販売機及び乙が施した造作を第三者に譲渡又は貸し付けてはならない。

(管理義務及び業務遂行の責任者)

第12条 乙は、設置物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。また、乙は、設置業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に書面で通知するものとする。

(一括委託の禁止)

第13条 乙は、本業務に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

(第三者への損害の賠償義務)

- 第14条 乙は、設置物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。
- 2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(報告義務)

- 第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。
- (1) 設置物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合
 - (2) 自動販売機を第三者から借り受けて設置する場合
 - (3) 設置する自動販売機の機種を変える場合
 - (4) その他この設置業務の履行に際し事故等が生じた場合

(商品等の盗難又はき損)

- 第16条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難及びき損又は停電等による売り上げの減少等について、甲の責に帰すことが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

- 第17条 甲は、設置期間中、必要に応じて、乙に対し設置物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。
- この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

- 第18条 乙は、指定用途等の義務に違反したときは、違反時の設置物件の第5条第1項手数料に定める10分の3以内で甲が定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りではない。
- 2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第22条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

- 第19条 設置期間内に置いては、甲乙共に本契約を解約できないものとする。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、甲は本契約を解除することができる。
- (1) 乙が本契約に定める義務に違反したとき
 - (2) 甲において、公用、公用又は公益事業の用に供するため設置場所を必要とするとき
- 3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 手数料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
 - (2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

- (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (5) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上委託物件を使用しないとき。
- (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 設置物件及び設置物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めるとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めるとき。

(設置物件の返還)

第20条 設置期間が終了したときは、乙は、直ちに、設置物件を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において設置物件を原状に回復しなければならない。

ただし、甲が適当と認めるときは、この限りではない。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、設置物件を滅失又は毀損したとき。
- (2) 前条の規定により設置物件を甲に返還するとき。

2 前項の原状回復を乙が履行しなかった場合、甲において原状回復をできるものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第19条第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 第20条の規定により設置物件を返還する場合において、乙が設置物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、本業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、本業務を処理するための個人情報（個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、本籍地等の基本的情報はもとより、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴等に関する情報、収入、財産状態等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報など個人に関するすべての情報をいう。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の取扱いについては、別記2の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(変更の届出)

第26条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。
2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(契約の費用)

第27条 この契約の締結に要する費用は、**甲乙それぞれの負担**とする。

(裁判管轄)

第28条 この契約について訴訟等を行う場合は、**栃木県宇都宮市**を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第29条 暴力団等排除に関する特約条項については、別記3の「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5(2023)年4月1日

甲 栃木県宇都宮市西川田 4-1-1
公益財団法人栃木県スポーツ協会
理事長 石松英昭 印

乙 住 所
(所在地)
氏 名 印
(名称及び代表者)